

第十部
会
計
局

第一章 概 説

平成十四年四月現在の出納局は、会計課、審査課の二課、職員数四十八名で組織され、地方自治法第一七〇条における出納長の職務権限に属する会計事務及びそれに付随する事務の執行にあつていた。

その後、平成十九年四月一日に施行された地方自治法の一部を改正する法律によつて、特別職の出納長制度は廃止され、一般職の会計管理者が置かれることとなつたが、会計事務の適正な執行を確保する必要性については、従来と変わりが無いことから、会計管理者の職務権限は、出納長の職務権限と変更はなされなかつた。

また、併せて、行政組織規則の改正も行われ、会計管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として、出納局に替わり会計局が設置されるとともに、副出納長及び出納局長の職は廃止され、会計局の長として、新たに会計局長が置かれることとなつた。このような変遷を経て、平成二十四年三月現在の会計局は、会計課、審査課の二課、三十三名体制となつてゐる。

歴代の副出納長及び会計管理者は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
副出納長 兼出納局長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	木下賢一郎
副出納長 兼出納局長 兼審査課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	岩渕 哲
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	小出 省司
会計管理者 兼会計局長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	関 卓榮
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	鈴木 恵子
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	関根 幸恵
〃	自平成二三・四・一 至	赤石 正弘

第二章 会計課

第一節 組織等の変遷

平成十四年四月現在の会計課は、グループ制の導入と国費に関する事務が審査課へ移管したことから、企画推進グループ、給与グループ、契約調達グループ及び財務システムグループの四グループ体制であった。その後、十七年四月に、給与グループが、総務事務を集中化し、効率的な事務処理を行うために設立された総務事務センターへ移管され、二十年度には、グループ制から係制となり、現在に至っている。

なお、平成二十四年三月末現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

会計課長	企画推進係 (四名)	財務規則、収入証紙、 政府調達苦情処理、庶 務、経理
次長		
契約調達係		物品の購入及び処分、

	(四名)	入札参加資格審査
	財務システム係 (三名)	財務会計システムの運用 ・開発

職名	在職期間	氏名
会計課長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三一	井上 和夫
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	関 卓榮
出納局参事兼 会計課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	関 卓榮
会計課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	青木 好孝
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	村山 茂
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	榛沢 保男
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	木村 創造

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 財務規則の改正等

社会経済環境の変化に対応し、時代に即した会計事務を行うため、群馬県財務規則は、平成十四年四月から二十四年三月までの間に二十二回に及ぶ改正が行われたが、主要内容は次のとおりである。

平成十五年四月、各部長等のマネジメントの下で、現場の責任において予算執行することを目的に、部長等を補佐する実務的な調整役として、主管課に「財務主任」を置くこととした。

さらに、同年五月、これまで工事又は製造の請負契約に限られていた低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を清掃業務、警備業務、設計業務、電算システム開発及び印刷等その他の請負契約にも拡大した。併せて、障害者福祉の増進やベンチャー企業の育成を図るため、福祉施設との契約や県が認定した新商品を購入する際に、優先して随意契約が行えるようにした。

また、平成二十一年四月には、全国的な国庫補助金に係る事務費の不適切経理問題を受け、災害時における必要経費をあらかじめ資金前渡できる「災害等緊急経費」を設ける

とともに、会計年度をまたいだ納品を防ぐため、支出回議書に納品書等の添付を義務づけた。

加えて、平成二十一年十月、歳入増加策の一環として、インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札において、予定価格を事前に公表できることとし、入札参加者の増大を図った。

なお、財務規則については、関係各所属からの要望を勘案のうえ、支出負担行為の専決金額の引き下げ及び地域機関に対する権限委譲に係る改正を実施したほか、組織改正に伴う改正などを適宜実施した。

この他にも、平成十七年四月には、「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を施行し、物品の借り入れ及び役務の提供を受ける契約は、五年以内の範囲で複数年契約を締結できることとするなど、会計事務の改善・効率化に努めた。

第二項 収入証紙制度

収入証紙制度については、県民の利便性向上、経費節減及び業務改善を図る観点から、平成二十一年六月に各部署職員を構成員として設置された「収入証紙制度等検討会」において、制度見直しの検討が行われた結果、納付方法

の多様化及び小額証紙の実質的廃止並びに図柄の変更をすることが決定され、実施に移された。

具体的には、納付方法を証紙に限定していた使用料及び手数料について、収入証紙条例施行規則別表第一の二で定めた場合には、証紙以外の納入通知書や現金領収による納付ができるよう、群馬県収入証紙条例及び同施行規則を改正し、平成二十二年四月から施行した。

併せて、一円単位で納付していた使用料及び手数料について、納付額の合計に十円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てることとする関係七条例の改正を行った。このことによつて、印刷経費がかさみ、利用の少ない一円及び五円の証紙は、実質的に廃止となった。

さらに、平成二十二年十月には、一般証紙の図柄について、印刷経費の削減と、より高度な偽造防止を施すため、「本県独自図柄」から国立印刷局が定めた「統一図柄」に変更する同施行規則の改正を行った。

なお、平成二十四年三月末日現在で、証紙による納付方法を採用している条例は、使用料六条例、手数料百条例(うち二条例は使用料と同条例)及び県税一条例の併せて百五条例であつた。また、証紙売りさばき人の指定状況等は、「売りさばき人」二百五十一名(一般証紙二百四十七名、自

動車税証紙四名)、「売りさばき場所」四百八十か所(一般証紙四百七十六か所、自動車税証紙四か所)であつた。

第三項 物品等の調達

一 電子入札システム

平成十五年八月、情報通信技術の活用による入札参加者の利便性向上及び行政事務の効率化並びに透明性の確保を図るため、土木部が中心となつて設置した庁内推進組織である「群馬県CALS/EC推進協議会」に参加し、物品調達等の電子化を進めることとした。

その後、同年十一月、県と県内参加希望の二十六市町村を加えた群馬県CALS/EC市町村推進協議会において、電子入札システムについての開発(委託)が開始され、平成十八年一月、まずは、入札参加資格審査申請の電子化がスタートした。

そして、平成十九年九月からは、予定価格が百六十万円を超える物品購入の入札について電子化し、さらに、二十年四月からは、印刷製本の請負についても適用を拡大した。

なお、公共事業を中心に県と市町村で共同運用されるこのシステムは、「ぐんま電子入札共同システム」と呼ばれ、物品等の調達について、①入開札及び入札に係る通知等の手続

き②入札参加資格審査申請の受付③入札情報、入札参加資格者名簿等の公開を電子で執行することができる。

二 入札制度の改善等

一般競争入札は、「政府調達に関する協定」(WTO協定)に該当する特定調達契約のみに適用していたが、入札制度の透明性、客観性及び競争性を高めるため、平成十九年度から、それまで指名競争入札で実施していた予定価格が百六十万円を超える物品購入についても、地域条件等を付した一般競争入札を導入した。さらに、平成二十年度からは、印刷製本の請負についても、適用を拡大した。

また、一般競争入札における最低制限価格制度は、工事又は製造の請負契約に限定されていたが、平成十四年三月の地方自治法施行令の改正によって「その他の請負契約」にも適用されることとなった。そこで、十五年五月、財務規則の運用事項を改正するとともに、工事又は製造以外の請負契約に係る最低制限価格制度実施要領を制定した。

第四項 財務会計システムの運用保守

一 システムの改修・機能改善

平成十一年度から順次稼働した財務会計オンラインシス

テムについては、予算編成から執行管理、決算に至るまでの会計処理並びに旅費管理、物品管理及び公有財産管理の事務処理を行うリアルタイムオンラインネットワークシステムとして、安定稼働と適正運用の確保に努めた。

また、平成十六年十月には、財務会計システムセキュリティ実施手順を策定し、システムセキュリティに万全を期したほか、十七年九月からは、財務システムポータルの運用を開始し、システムを利用する職員に対し、情報提供の拡充を図った。

さらに、平成二十三年三月には、専用端末の業務処理プログラムをサーバー側に置くことで、専用端末等を廃止し、大幅な運用コスト削減を図ることを目的に、行政事務用端末対応基本計画を策定、二十三年度には、この計画に基づいて、基本設計・詳細設計を行った。

この他にも、随時、情報技術の進歩等に対応するためのシステム改修や新たな機能を追加する「機能改善」などを実施し、職員が最適な情報通信環境で、会計業務等が行えるよう努めたが、主な改修等の状況は、次のとおりである。

《財務会計システムの改修等の状況》

平成十七年度

- ・ 歳入手続の電子化対応システム改修

・ 調達手続の電子化対応システム改修
平成十八年度

・ 警察放置違反金システム連携対応システム改修

・ 県民局予算流用機能対応システム改修

・ 自動車OSS対応システム改修

平成十九年度

・ 出納長職廃止に伴う帳票類改修

・ 宅建業電子申請システム対応システム改修

平成二十一年度

・ WindowsVISTA対応システム改修

・ 起動画面改修

平成二十二年度

・ 県庁ネットワーク(DHCP)対応システム改修

・ 行政事務用端末対応基本計画策定

平成二十三年度

・ Windows7対応システム改修

・ リース品管理対応システム改修

・ 行政事務用端末対応基本設計・詳細設計

・ 資金管理出力帳票のレイアウト変更対応

二 端末等管理

平成十一年度からのシステム稼働に伴って、県庁予算所

属、主管課経理係及び出納局等の各担当者に行政事務用端末として使用可能な専用端末を設置した(その後、複数の担当者がいる県庁予算所属には共用端末を一台追加で設置)。また、地域機関等についても、担当者に行政事務用端末として使用可能な専用端末を設置するとともに複数の会計員がいる所属、県立学校及び警察署に対し、共用端末として一台を設置した。(設置台数 PC(パソコン):660 PR(プリンタ):359)

また、平成十一年度の稼働に併せ、端末を一元的に管理するシステムとして「JPI.NETM_DMI」を導入する。このことにより、端末更新は、五年ごとに行うこととしたが、その他の端末等設置状況等は、次のとおりである。

《端末の設置状況等》

平成十四年度

・ 企業局と病院局に端末設置(PC:24 PR:4)

平成十六年度

・ 端末更新(PC:605 PR:332)

平成十七年度

・ 組織変更に伴う端末追加設置(PC:22 PR:22)

平成十八年度

・ 企業局・病院局の端末更新(PC:24 PR:5)

平成二十一年度

・ 端末更新(PC:627 PR:354)

平成二十二年度

・ 企業局・病院局端末更新(PC:7 PR:5)

第三章 審査課

第一節 組織等の変遷

平成十四年四月現在の審査課は、グループ制の導入、及び、国の会計事務に関する事務が会計課から移管されたことにより、審査・国費グループ、資金管理グループ、財務指導グループの三グループ体制であった。

平成十六年四月、分掌事務の変更に伴い、財務指導グループが財務指導・決算グループに名称変更された。

平成二十年四月、グループ制の廃止により、各グループはそれぞれ、審査・国費係、資金管理係、財務指導・決算係に名称変更された。

平成二十一年四月、組織改正により、審査係、資金管理係、財務指導・検査係、国費・決算係の四係体制となり、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

審査課長	
次長	審査係
資金管理係 (五名)	県庁各課の支出 負担行為等の審 査・確認
	歳計現金の出納 保管、基金現金

財務指導・検査係 (五名) 国費・決算係 (四名)	地域機関等の会 計実地検査	の管理
		国庫金の事務、 決算

職名	在職期間	氏名
審査課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	長沢 威英
副出納長兼出納 局長兼審査課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	岩渕 哲
審査課長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	田村 孝夫
審査課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	茂木 一義
審査課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	米柵 順明
審査課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	片貝 好昭
審査課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	片貝 好昭

審査課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	野本 守利
------	-------------------------	-------

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 支出負担行為・支出命令の審査確認

会計管理者は、知事等の支出命令を受け、支出負担行為の審査確認を行い、支出の決定を行う。

審査課では、県庁における契約その他の支出負担行為及び支出関係書類について、関係法令・財務規則等に基づいた審査確認をするとともに、必要に応じて現物確認等の実地調査を行い、会計事務の適正かつ効率的な執行に努めた。

第二項 会計実地検査及び会計事務指導

会計事務の適正を期するため、各所属が所管する収入及び支出、契約、現金・物品の出納保管など会計事務全般について、毎年度、実地検査を行い、必要な指導を行った。財務規則上の所属（組織改正による増減はあるが、概ね二百

所属程度)を対象に、二年に一度程度の頻度で実施した。

また、会計管理者の事務を補助し、若しくは事務の一部委任を受ける出納員や会計職員等を対象に会計事務研修(基礎研修・実務研修・専門研修等)を実施するほか、各部署が主催する会計研修に講師を派遣するなどの支援を行い、会計事務に従事する職員の資質の向上に努めた。

第三項 資金管理

歳計現金は、平成十二、十三年度にかけてやや改善したものの、景気低迷による県税の大幅な減収等により、十四年度には再びマイナスに転じた。その後も、県税収入の低迷、財政構造改革による地方交付税や国庫支出金の減少、経済対策による制度融資預託金の増加等により、歳計現金の厳しい状況が続き、いわゆるリーマンショック後の二十一年度には一日平均残高がマイナス千八億円にまで落ち込んだ。

平成二十二年度にはマイナスながらも改善に転じ、二十三年度の同残高はマイナス五百十四億円になった。

この間、歳計現金の悪化に伴い、平成十六年三月に公営企業会計からの繰替使用を開始し、支払資金の確保に努める一方、指定金融機関等からの一時借入金増加に対し、予算に定める限度額を、それまでの千億円から十九年度に

千五百億円に、二十一年度には二千億円に引き上げた。

また、平成十四年四月には預金保険法の改正により、ペイオフが一部解禁されたため、新たな「資金管理運用方針」及び「債券運用指針」を制定するとともに、全面解禁(十七年四月)に備え、庁内に公金管理連絡会議を設置し、公金のより一層適切な管理を推進し、十九年四月には、ペイオフ発動時の具体的な手順等を規定した債権保全要綱を制定し、本県の預金債権の確実な保全を図った。

特定目的のために設ける基金の現金については、基金管理者(所管課)からの依頼により運用を行っている。運用は、「安全・確実」を基本に、従来から預金による運用を行ってきたが、平成十七年度からは、この基本を踏まえつつ、債券による運用も開始し、より効率的な運用に努めた。二十四年三月末現在、三十基金、千二百二十七億円の現金を管理し、そのうち九百七十五億円が預金運用、二百五十二億円が債券運用となっている。

第四項 指定金融機関等の状況

本県においては、指定金融機関として(株)群馬銀行を、指定代理金融機関として群馬県信用農業協同組合連合会を指定し、収納代理金融機関として、ゆうちょ銀行と一部

の信用組合を除く県内金融機関を指定し、複雑かつ膨大な
 公金出納事務を処理している。

平成二十四年三月末現在で、指定金融機関は一人法百人
 二十七店舗、指定代理金融機関は一人法一人店舗、収納代
 理金融機関は四十三法人二千六百八十二店舗を指定して
 いる。

なお、収納代理金融機関の指定については、平成十九年
 度までは主に県内の各店舗単位で指定していたが、県外の納
 付窓口の充実による利便性の向上を図るため、二十一年一
 月から各金融機関の全店舗の指定に変更し、二十二年十月
 までに農林中央金庫前橋支店を除く収納代理金融機関に
 ついて全店舗を指定した。

指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う収
 納金は、国庫支出金、県債等を除き原則として全ての収納
 金となっている。

これらの金融機関に対しては、県の指定金融機関等とし
 て公金の出納事務を確実かつ適正に執行するよう、毎年度
 定期の検査を実施している。

また、平成十八年一月から、歳入の徴収又は収納委託事
 務として県税の収納委託事務(コンビニエンスストアによる収
 納)が開始された。

第五項 国の会計事務

会計管理者は、会計法や国の債権の管理等に関する法律
 等に基づき、国の歳入、歳出、支出負担行為の確認及び債
 権の管理に関して、歳入徴収官、支出官(平成十六年度か
 ら官署支出官)を担任し、支出負担行為担当官を担任して
 いる各部長等とともに、法定受託事務である国の会計事務
 を執行している。受託にあたって、知事は各省庁からの求め
 に応じ同意を行い、会計管理者等を歳入徴収官等として指
 定を行っている。

〔受託会計事務の範囲と変更〕

・平成十三年四月時点の事務の範囲は、次のとおりである。

○歳入徴収官

一般会計	内閣府(防衛庁)主管、総務省主管、 文部科学省主管、厚生労働省主管、 農林水産省主管、国土交通省主管、 環境省主管
交付税及び贈与税 配付金特別会計	内閣府・総務省及び財務省所管
産業投資特別会計	財務省所管

道路整備特別会計	国土交通省所管
治水特別会計	国土交通省所管

○支出官

一般会計	内閣府(防衛庁)所管、総務省所管 文部科学省所管、厚生労働省所管 農林水産省所管、国土交通省所管 環境省所管
交付税及び贈与税 配付金特別会計	内閣府・総務省及び財務省所管
厚生保険特別会計	厚生労働省所管
産業投資特別会計	財務省所管
道路整備特別会計	国土交通省所管
治水特別会計	国土交通省所管

・平成十四年度から、支出官の事務に、農林水産省所管「食糧管理特別会計」が加わるが、十六年三月末に廃止される。

・平成十五年十二月、歳入徴収官及び支出官の事務に、財務省、経済産業省及び環境省所管「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」が加わるが、十九年三月末に

廃止され、十九年度からは、支出官の事務に、文部科学省、経済産業省及び環境省所管「エネルギー対策特別会計」が加わる。

・平成十六年度から官庁会計システム「ADAMS」が導入され、事務の権限が「支出官」から「官署支出官」となる。
・平成十九年一月、省庁再編により内閣府から防衛庁が削除され、歳入徴収官及び官署支出官の事務に防衛省主(所)管一般会計が加わる。

・平成十九年度から、「厚生保険特別会計」が、「年金特別会計」に名称変更となる。

・平成二十年三月末、「産業投資特別会計」が廃止される。
・平成二十年度から、「道路整備特別会計」及び「治水特別会計」が「社会資本整備事業特別会計」に統合される。

・平成二十一年一月、官庁会計システムが「ADAMSⅡ」に移行する。

第六項 決算の調製

各年度調製した一般会計の決算額は、次表のとおりである。

年度別決算額の推移

(単位 円)

年度	予算	現額	収入	支出	収支残額
平成三	八五一、七三五、九四六、四七四		八二〇、四五〇、三九九、〇五三	八一〇、八〇一、二二一、九五二	九、六四九、二七七、一〇二
一四	八一七、八〇二、八六一、五八五		七九七、六九三、四八〇、一八四	七八八、一〇九、〇四二、一六七	九、五八四、四三八、〇一七
一五	七九四、七〇六、一八六、六七三		七八二、六五〇、四四九、〇一一	七七一、六九三、六三四、一七二	一〇、九五六、八一四、八三九
一六	七八六、五四七、五九三、五五二		七七六、〇四九、二八七、五〇五	七六八、四三九、九〇一、二八四	七、六〇九、三八六、二二一
一七	七八三、七二七、五八一、五八二		七六八、九五五、二〇九、七二六	七六三、〇九三、〇八四、六四二	五、八六二、一二五、〇八四
一八	七八八、三六七、七五四、二五六		七七六、八四六、一八七、四七二	七六八、一九六、四四八、八二二	八、六四九、七三八、六五〇
一九	八〇一、〇九二、二〇五、二二三		七八五、四七六、一八〇、七七三	七七五、九八七、一三六、二二八	九、四八九、〇四四、五四五
二〇	六七三、五四二、五六二、二九九		六五一、五五一、七八二、五四〇	六四三、六三二、二二五、一一三	七、九一九、六五七、四二七
二二	七五五、二二〇、七三〇、三七一		七三二、四一五、四〇四、七四三	七二二、〇一五、〇〇七、四五六	一〇、四〇〇、三九七、二八七
二三	七二四、五八〇、八九六、九三一		六九八、九三〇、四三七、一九二	六八七、八五八、〇一三、八五八	一一、〇七二、四二三、三三四